

## 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会設置要綱

(名 称)

第1条 この協議会は、「乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 中心市街地を流れる乙川の清流と、豊かな水辺空間は、岡崎市の象徴であり、貴重な財産となっているこれらを最大限に活用して、観光産業都市の創造に資する、官民連携した持続可能な「かわまちづくり」を、河川管理者と共に実現することを目的として協議会を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に規定する事務を所掌する。

- (1) 河川空間とまち空間の融合を図るため、民間主導における河川空間での自由で多様な活用及び先駆的な取組みに関すること。
- (2) 民間主導の活動支援のための施設整備並びに観光産業を意識した河川空間からの景観とまちづくりの整備推進に関すること。
- (3) 協議会におけるかわまちづくりマネジメント部門（運営主体）として設置された「乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会」との河川空間を利活用した取り組みに対する使用契約、指導、監督及び承認等に関すること。

(構成員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に規定する者をもってあてる。

- (1) まちづくりや都市活性化に関する専門知識を有する学識経験者
  - (2) 地域意見を代表する者として都市・地域再生等利用区域沿いの学区総代会長
  - (3) 地域意見を代表する者として菅生川を美しくする会の会長
  - (4) 地域商工企業を代表する者として商工会議所の代表者
  - (5) 地域商店街を代表する者として商店街組合等の代表者
  - (6) 地域まちづくり組織の代表者
  - (7) 地域漁業者を代表する者として岡崎市漁業協同組合の代表者
  - (8) 地域観光事業者を代表する者として岡崎市観光協会の代表者
  - (9) かわまちづくり支援制度を推奨する者として、国土交通省中部地方整備局地域河川課長
  - (10) 地方公共団体として、岡崎市副市長
  - (11) 協議会が認めた乙川リバーフロント地区かわまちづくり活用実行委員会の代表者
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、異動があった場合は後任者がその職務を引き継ぐものとする。
- 3 協議会の目的及び役割を果たすため、委員の追加等が必要な場合は、協議会で協議し、決定する。なお、退会の申し出がある場合も同様とする。

(会長等)

第5条 協議会には、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐するとともに、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の開催)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長は会長が務める。

2 会長は、原則年1回以上協議会を招集する。

(資料提出その他の協力)

第7条 会長は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、協議会への出席、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、岡崎市とする。

2 事務局は協議会の運営を行うとともに、協議会で審議・決定された事項について河川管理者から占用許可を受ける。

(その他)

第9条 この要綱に定めない事項は、必要に応じて協議会の承認を得て定める。

(付則) この要綱は平成27年10月1日から施行する。

(付則) この要綱は平成31年3月19日から施行する。

(付則) この要綱は令和3年7月16日から施行する。